

PPC用紙仕様書

1 件名

令和7年度 PPC用紙A4 ほか1点 下半期(10月～3月) 買入(単価契約)

2 納入場所

大阪市水道局庁舎 ほか11か所(【別紙】納入場所明細書のとおり)

ただし、納入場所については当局の都合により変更することがある。

3 契約期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

4 品質

- (1) 複写機(モノクロ及びカラー)、OA機器プリンタ(モノクロ及びカラー)、ファクシミリに使用できること。
- (2) 中性紙であること。
- (3) 大阪市グリーン調達方針で定める基準を満たすこと。
- (4) 傷、汚れがなく、切り口にバリ等による密着のない用紙であること。
- (5) 表裏とも静電気防止加工及び紙粉の除去がなされた用紙であること。
- (6) 乾式電子複写機等へのセット時・複写時及び複写後において、カール・しわ・波うち・折れ等発生しないこと。
- (7) 包装方法は、保存中に湿気・埃・乾燥・破損等から用紙を保護できること。また、包装用紙もリサイクル可能であること。
- (8) 坪量 $64\text{g}/\text{m}^2 \sim 68\text{g}/\text{m}^2$ であること。

5 契約方法

1箱あたりの単価契約とする。

6 予定数量

PPC(判)	予定数量(箱)	PPC(判)	予定数量(箱)
A4 1箱(500枚×5冊)	1090	A3 1箱(500枚×3冊)	180

予定数量については、必ず発注する数量であることを確約するものではない。

また、過不足の保証も行わない。

7 発注及び納入

原則として、「11 事業担当」から月1回、毎月10日にFAX等で発注する。ただし、10日が土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下、「土・日・祝日」という。)の場合は翌営業日とする。

各納入場所へは、発注日の7営業日後(土・日・祝日は含まない)までに納入すること。

また、月1回の発注のほか、別途、当局から指示があった場合の納入にも対応すること。

納入に際しては、事前に納入日程及び納入場所について、【別紙】納入場所明細書に記載する各納入場所の担当者と調整すること。また、搬入に際しても各納入場所の担当者の指示に従うこと。納品書（任意様式）については、搬入の際に各納入場所毎に提出すること。

8 納入単位及び包装方法

- (1) 納入は、箱単位とする。
- (2) A 4 については、2500 枚入を 1 箱とし、500 枚を 1 包として個別に包装したものとする。
A 3 については、1500 枚入を 1 箱とし、500 枚を 1 包として個別に包装したものとする。

9 その他

- (1) 落札者は、契約後速やかに、納入する製品について「4 品質」が確認できるメーカー発行の証明書等を「11 事業担当」に提出すること。
- (2) 契約期間内は、できる限り同一品を納入すること。ただし、期間内に納入品を変更する場合は、事前に任意の納入品変更届（変更品のメーカー名、製品名を記入し、「4 品質」が確認できるメーカー発行の証明書等を添付）を「11 事業担当」に提出し、承認を得ること。
- (3) 納入物品に対する請求は、毎月末、当月中に納入した納入箱数を算出し、当該箱数に品目ごとの単価契約金額を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数が生じるときは、その金額を切り捨てること。）を合計した額に、納品時の消費税及び地方消費税相当額を加算した額を請求すること。請求書は、「11 事業担当」まで提出すること。
- (4) 納入の際は、大阪市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送適合車を使用すること。

10 特記事項

- (1) 入札書を提出するにあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に公告文に記載の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、当局の解釈によるものとする。
- (2) 「大阪市グリーン調達方針」については本市ホームページを参照のこと
(URL) <https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html>

11 事業担当

〒559-8558 大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATCビル I TM棟 9 階
大阪市水道局総務部管財課 担当：北口
TEL：06-6616-5464

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ

電 話：06 - 6615 - 7965

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 大阪市水道局（以下「発注者」という。）と本契約を締結した者（以下「受注者」という。）及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、本契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

（違法又は不適正な要求の報告）

第3条 受注者は、本契約について、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）に報告しなければならない。

（調査の協力）

第4条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行なう調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第5条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報にかかる事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第6条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市水道局業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市水道局のホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000652236.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること